

児童生徒が安心して 学校生活を送るために…

いじめ問題への 対応について

いじめ対応については、未然防止教育、早期発見、早期対応（迅速かつ的確に対応）に努めることが重要であり、学級担任等の特定の教職員だけがいじめを抱え込むことなく、チームとして共通理解を図り、組織的に対応していく必要があります。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年度施行）では、各学校において、

①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し

②いじめ防止のための実効性のある組織の構築

③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うことが義務付けられています。

本リーフレットは、全ての教職員がいじめ対応について十分に理解し、組織的に取り組むことを確認するために作成しました。内容としては、早期発見・早期対応のために、いじめの兆候をいち早く察知するために、見落としはいけない児童生徒からのサインの事例や、いじめを認知するまでの基本的な流れを示しています。各学校においては、本リーフレットを活用し、校内研修を充実させ、全ての教職員が共通認識、共通実践のもと、いじめ問題への対応が図れるようお願いいたします。



- 1 校内のいじめ対応について…………… P 2
 - いじめ対応の流れを確認！～基本の対応例～
- 2 いじめ未然防止に向けた取組について…………… P 5
 - 学級・学習集団の育成
 - 道徳教育の一層の充実
 - 児童生徒の主体的な参加による活動（「笑顔プロジェクト」の推進）
 - 人権教育の充実
 - 教職員の人権意識の向上
- 3 確認しておきたいこと…………… P 5
 - 学校のいじめ問題への対応について、保護者の理解を得ていますか？
 - いじめの早期発見のための情報収集を行っていますか？
（例）「早期発見のための学校でのチェックポイント」シート
…………… P 6



ひたちなか市教育委員会指導課

1 校内のいじめ対応について

いじめの対応の流れを確認！～基本の対応例～

いじめの早期発見

P5・6
参照

いじめの相談

特に、気を付ける必要があるのは、児童生徒からの相談や保護者等からの相談があった際に、それを受け止めて直ちに行動に移すための「校内いじめ対策委員会」の開催です。事実関係をどのように行うかの基本方針をこの委員会決定し、「速やかに」動くことにつながります。

校内いじめ対策委員会 I の開催

※集まることができるメンバーで「速やかに」対応します。

対応方針の確認

- ・児童生徒からの「いじめに係る相談」や保護者からの「相談」があったこと等の報告をする。
- ・いじめの事実を確認するための方法（聴き取り、アンケート調査等）を検討する。
- ・聴き取りの場合は、「誰が、どの順番で、誰に、いつ聴き取りをするのか」の決定を行う。
- ・アンケート調査等の場合は、「どのような方法で、いつ行うのか」の決定を行う。

① 「被害者」からの聴き取り

※授業中の聴き取りは避けます。学習の保障や周囲へうわさが広まる等が考えられます。

- ・可能な限り、複数の教職員（話しやすい教師、1人は主に記録係）で丁寧に聴き取る。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・5W1H（いつ、どこで、誰から、何をしているとき、何をされたのか、その時の気持ち、その後どうしたのか、今はどうか、今はどのように感じているか等）を基本にして聴き取り、記録する。
- ・こういうことでまとめていいかな？と確認する。
- ・被害者を守り通すことや秘密を守ることを伝える。
- ・周りの子や、加害者にも聴いてみる必要があるけど、いい？と確認する。
- ・誰にも言わないでと懇願される場合もあるため、場合によっては保護者に伝えることを促す。



「伝えてよい」

「伝えてほしくない」

「とても大事なことなので、先生は話した方がいいと思う」、「いま決心がつかないようなら明日にしようか」と待つ等、「絶対に守る」姿勢を示し、被害者の保護者に伝えることが基本となる。

② 「被害者」の保護者への連絡

- ・電話連絡ではなく、家庭訪問の方が望ましい。
 - ・被害者から聴き取った内容を具体的に伝え、児童生徒を守り支援していくことを約束し、今後の方向性の概要を説明する。
 - ・事実関係が明らかになるまでは、他の保護者や加害者の保護者にも連絡をしないように依頼する。
- ※必要に応じて校内いじめ対策委員会を開催し、情報共有を行い、方針の変更や再確認を行う。

③ 周囲の児童生徒からの聴き取り

※事案によっては、③のプロセスの省略や④を先に実施することもあります。

- ・①で「目撃」あるいは「近くにいた児童生徒」などであることを確認する。
- ・可能な限り、複数の教職員（話しやすい教師、1人は主に記録係）で丁寧に聴き取る。
- ・安心して話せるように、人目の付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・5W1H（いつ、どこで、誰と誰が、何をしているとき、何をされていたのか、どうしてされたのか、その後どうしていたのか、今はどうか等）を基本にして聴く。
- ・こういうことでまとめていいかな？と確認する。



1 校内のいじめ対応について

④「加害者」からの聴き取り

- ・可能な限り、複数の教職員（話しやすい教師、1人は主に記録係）で丁寧に聴き取る。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・威圧的に聴き取りをしないように留意する。主張に耳を傾ける（指導や注意は、聴き取りとは関係のないことであり、その場ではない）。
- ・5W1H（いつ、どこで、誰に、何をしているとき、何をしたのか、どうしてしたのか、その時の気持ち、その後どうしたのか、今はどうか、今はどのように感じているか等）を基本にして聴く。
- ・事実を話した場合は「その時の気持ち」「今の気持ち」も聴くようにする。
- ・こういうことでまとめていいかな？と確認する。



⑤「加害者」の保護者への連絡

※事案によっては、⑥のプロセスを⑤より先に行う等、状況に応じて対応します。

- ・電話ではなく、家庭訪問の方が望ましい。
 - ・加害者から聴き取った内容を具体的に伝え、今後の方向性の概要を説明する（被害者や周囲の児童生徒からの聴き取り内容は伝えるようにしたい）。
 - ・校内いじめ対策委員会を開催して、事実関係を明らかにし、確認作業をするまでは、他の保護者や被害者の保護者に連絡しないように依頼する。
- ※学校は捜査機関ではなく、事実関係の調査にはおのずと限界があることも説明する。

⑥校内いじめ対策委員会Ⅱの開催

- ・上記の①③④で聴き取った内容の確認をする。
- ・重要な食い違いがあるか、軽微な違いかの確認をする。
※重要な違いがあった場合は、再度①の被害者、必要に応じて③の周囲の児童生徒、そして④の加害者に、食い違いの部分に限定して聴き取りを行う。
- ・①の被害者が述べたいじめ行為について、それがいじめに当たるかどうかの確認をする。
(いじめの認知)



事実の確認

- ・いじめを認知した際は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によっていじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うこととなる。SC等が関わっている時はその協力を得る。
- ・被害者に対して、どのような支援を、誰が行うかを決定する。
- ・同じくその結果と内容を被害者の保護者に伝える。
- ・加害者に対して、どのような指導を、誰が行うかを決定する。

対応プランの決定

- ・加害者に対してどのような指導（口頭注意、反省の促し、別室指導など）をするか。
- ・被害者に対してどのような支援（席替え、班替え、見守り体制、別室登校、複数教員の配置など）をするか。



1 校内のいじめ対応について

いじめに関わる措置とその継続

- ・被害者が安心して学校生活を送れるような体制をとる。
- ・被害者に説明をし、不安や疑問はないかを聴き、対応策を考える。
- ・被害者の保護者に対して、支援の態勢をとることを伝え、同時に保護者に対しての支援の在り方について意見を聴き取る。
- ・加害者の保護者に対して、いじめとして認知した結果を通知して「事実に対する保護者の理解や納得を得た上」、加害者への指導の態勢をとることを伝え、同時に保護者に対して協力を求め、継続的な助言を行う。

児童生徒同士での謝罪と和解を促す

- ・指導を終え、加害者の内省の深まりが確認できたら、被害者の意向を踏まえて関係修復（謝罪）の場を設定する。形だけの形式的な謝罪や仲直りの約束にならないように留意する。
- ・被害者が、謝罪を望まない場合や加害者の内省が深まらない場合は、謝罪の場は設定するべきではない。
- ・謝罪の有無にかかわらず、学校は再発防止の取組や被害者のケアを第一に行う。

保護者同士での謝罪と和解を促す

経過観察

支援と指導の期間は、いじめの解消について「少なくとも3か月」（基本方針）となっていることから、3か月間以上見守り続ける。

○経過観察と心のケア

見守りや再発防止プランを実行し、組織で経過観察をしていきます。被害者については、一定の期間、声を掛け、嫌な思いをしていないか確認をします。また、再発防止のためには、被害、加害双方の保護者への報告や協力依頼が不可欠となります。

- ・被害者の保護者には、学校の様子や頑張っている姿について定期的連絡を入れ連絡を密にしていきます。また、再度いじめが発生したら保護者や学校に話すように児童生徒に指導するとともに、家庭内での様子を注視し、報告していただくように依頼します。
- ・加害者の保護者には、いじめをしないように指導したことを報告するとともに、家庭内での指導も要請します。

○養護教諭やスクールカウンセラーとも連携し、被害者の心のケアに努めることも検討します。

○学級で、学級活動や道徳等の時間を活用し、いじめ防止の授業を行うことも検討します。



生徒指導提要には、いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースとして、一般的には、次のような状況が考えられるとされています。

- ① 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
- ② 閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③ 被害と加害が錯綜しているケース
- ④ 教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤ いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状况にある場合
- ⑥ いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）ケース
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- ⑧ 学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

このようなケースについては、できるだけ早い段階から、SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められています。



2 いじめの未然防止に向けた取組について

いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒が「いじめをしない」態度を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動などを通じて継続的に行うことが大切です。

○学級・学習集団の育成

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、自己有用感を高めさせることにつながります。

○道徳教育の一層の充実

いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。

○児童生徒の主体的な参加による活動（「笑顔プロジェクト」の推進）

児童会・生徒会活動による自発的・自治的な活動により、いじめ防止の取組を自分たちで考え実施する等、児童生徒の主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進めることが大切です。

○人権教育の充実

「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童生徒が理解できるようにすることが大切です。また、児童生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

○教職員の人権意識の向上

日々の教育活動の中で児童生徒に指導する際、配慮に欠けた言動がないかを見つめ直すなど、人権意識の向上に努める必要があります。

3 確認しておきたいこと

Q 学校のいじめ問題への対応について、保護者の理解を得ていますか？

A ○いじめ防止対策推進法の定める「いじめの定義」（被害者が心身の苦痛を感じていたら、全て“いじめ”）について、児童生徒や保護者に十分に説明し、学校のいじめ対応について理解を求めます。

○学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に説明します。

例) 年度初めの学級・学年懇談会及びPTA総会や、学校だより等、様々な機会を通じて周知します。

Q いじめの早期発見のための情報収集を行っていますか？

A ○いじめの早期発見のため定期的な調査（アンケート調査等）を行います。また、児童生徒や保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。

○児童生徒からの相談や保護者からの通報、アンケート調査や校内オンライン相談窓口等で得られた情報をその日のうちに共有し、対応につなげることが重要です。

○アンケート調査からいじめを発見できるケースは限られるため、日常の観察や声かけが最も効果的で実践的です。日頃から児童生徒を見守り、児童生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないこと、そして、情報の共有に努めることが大切です。

○日常の取組として以下のような取組が考えられます。

・定期的な教育相談の実施

教育相談週間の設定など定期的に教育相談を実施し、児童生徒が自分の思いを伝えやすい環境を整えます。

・連絡帳（個人ノート、生活記録ノート等）の活用

日頃から担任と児童生徒、保護者との連絡や情報交換等を行うことが大切となります。

気になる記載や内容については、児童生徒からの聴き取りをしたり、保護者へ連絡を入れたりするなど迅速に対応します。

・学校独自のアンケート調査と市内一斉の「学校生活に関するアンケート」の活用

各学校の実態に応じて、定期的実施することが効果的です。また、アンケート回収後、すぐに目を通し、訴えのある場合は速やかに報告し、スピード感をもって対応することが重要です。


・校舎内外の巡視活動（朝や昼休み、放課後等）

○「早期発見のための学校でのチェックポイント」シート等を活用し、学校での見守り方について共通理解が図られることにより、担任等が気になったり心配したりしていることについて、必要となしに速やかに情報共有が行われることが期待できます。

（例）「早期発見のための学校でのチェックポイント」シート

<p>【登下校時】</p> <p><input type="checkbox"/>理由もなく、一人で朝早く登校する。</p> <p><input type="checkbox"/>理由もなく、遅刻ぎりぎりの時間に登校する。</p> <p><input type="checkbox"/>担任が教室に入室後、遅れて入室する。</p> <p><input type="checkbox"/>担任と視線を合わせないようにする。</p> <p><input type="checkbox"/>元気がなく浮かない顔をする。挨拶をしなくなる。</p> <p>【授業中】</p> <p><input type="checkbox"/>発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。</p> <p><input type="checkbox"/>班編成のときに孤立しがちである。</p> <p><input type="checkbox"/>学習意欲が減退し、忘れ物が増える。</p> <p><input type="checkbox"/>他の児童生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。</p> <p><input type="checkbox"/>担任が褒めると冷やかされたり、陰口を言われたりする。</p> <p><input type="checkbox"/>他の児童生徒から机の距離を離される。</p> <p>【清掃時】</p> <p><input type="checkbox"/>いつもぞうきん掛けやごみ捨ての当番になっている。</p> <p><input type="checkbox"/>一人で離れて掃除している。</p> <p><input type="checkbox"/>他の児童生徒から机や椅子に触るのを避けられる。</p> <p>【帰りの学級活動、放課後】</p> <p><input type="checkbox"/>持ち物の紛失や掲示した作品へのいたづらがある。</p> <p><input type="checkbox"/>班ノートや学級日誌に何も書かなくなる。</p> <p><input type="checkbox"/>みんなが帰宅する前に一人で急いで帰宅したり、みんなが帰るまで帰宅しなかったりする。</p> <p><input type="checkbox"/>担任の近くから離れようとしなない。</p>	<p>【朝の学級活動】</p> <p><input type="checkbox"/>体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。</p> <p><input type="checkbox"/>欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。</p> <p>【休憩時間・昼食時】</p> <p><input type="checkbox"/>一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。</p> <p><input type="checkbox"/>給食・弁当等を一人で食べることが多い。</p> <p><input type="checkbox"/>遊びと称して友達とふざけ合っているが表情が暗い。</p> <p><input type="checkbox"/>食べ物にいたづらされる。</p> <p><input type="checkbox"/>食事の量が減ったり、食べなかったりする。</p>
--	--

*いじめは遊びやふざけ合いを装って行われることがあります。
*暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめは、被害者からの訴えが出にくく見逃しやすくなります。



〔参考・引用文献〕

- ・文部科学省「生徒指導提要」（2022.12）
- ・「いじめ対応マニュアル」（H29.8）兵庫県教育委員会
- ・「いじめ法の放置から9年(5)～(7)」内外教育第7044,7046,7048号（2022.12）時事通信社
- ・「見て分かる生徒指導ハンドブック」（R3.3）仙台市教育委員会